

江戸時代の健軍村一手永手鑑を読む一

ここに『肥後国郷村明細帳(熊本近世史会編)』という古文書の翻刻版があります。それは各地手永の古文書を収集翻刻したのですが、田迎手永については天明7年(1787)・寛政6年(1794)・文政8年(1825)のものが掲載されています。これを地方文書(じかたもんじょ)と呼び、往古の様子を今日に伝えてくれる貴重な文献資料です。

明治の廃藩置県のとくに手永制度は廃止され、手永会所に保存されていた膨大な記録類はそれを保管する機関がなくなり、会所役人等各家の私的保管に委ねられましたが、それから100年の間に多くの文書が虫食いやその他の事情で失われ、今日そのほんの一部が伝わっているだけとなったのです。

『詫磨郡田迎手永略御手鑑帳』というのがその文書の1つですが、その中から竹宮村の村勢に関するところを抜きだしてみます。

1. 村高

天明7年(1787)

竹宮本村	庄屋	倅三	高187石6斗3升
同下村	庄屋	同人	高814石6斗1 升
同西外村	庄屋	藤三郎	高404石8斗6升
同東外村	庄屋	同人	高341石6斗7升
同外村	庄屋	同人	高347石9斗4升
同新外村	庄屋	同人	高167石8升

寛政6年(1794)

本村	庄屋	原七	高187石6斗3升
同下村	庄屋	同人	高814石6斗1 升
同西外村	庄屋	新左衛門	高414石8斗6升
同東外村	庄屋	同人	高341石6斗7升
同外村	庄屋	同人	高347石9斗4升
同新外村	庄屋	同人	高167石8升

文政8年(1825)

竹宮本村	庄屋代	理三郎	高187石6斗3升6合
	後見	久衛門	
同下村	庄屋代	十助	高814石6斗1 升3合
	後見	久衛門	
同西外村	庄屋	庄兵衛	高51石9斗8升3合
		御給知	高362石8斗8升1合
同東外村	庄屋	同人	高51石8升合
		御給地	高208石6斗6升5合
		上知	高70石9斗2升1合
同外村	庄屋	同人	高41石7斗4合
		上知	高88石1斗2升8合

	御給知	高218石1斗1升4合
同新外村 庄屋	同人	
	御給知	高98石7斗5升4合
	上知	高68石3斗3升1合

天明7年から文政8年までの38年間で何が変化したかということ、まず庄屋の代わりがあり、文政年間では上知、給知が入ってきたということです。給知というのは藩から藩士へ宛がわれた知行地のことです。また上知とは財政再建の時などに藩士の知行の一部を藩が一時的に借り上げた知行をいいますが、いずれも藩の蔵納めになる米で、百姓には何の変わりもありません。これで見ると竹宮村は6ヶ村の集合体ということが分かります。最も石高の大きいのは下村、小さいのは新外村で兼任の庄屋二人で6ヶ村を治めていた、ということが分かります。

2. 会所役人等

田迎手永の会所役人のうち竹宮村から出ている者の役職氏名は次のとおりです。

天明7年(1787)

会所役人

竹宮下村山ノ口	源七
同西外村 同	惣右衛門
竹宮村下横目	清右衛門

山ノ口とは山番のことですが、竹宮村に山岳はありませんから、原野に植林した檜山・杉山のことだと思われます。番人を置く程の規模の林があったのですね。

寺方

竹宮村 真宗	真光寺
竹宮村 同	真宗寺
社司 健軍宮	今井大和
竹宮村 陰陽師	江崎和泉

一領一疋というのは、在にあつて浪人している武士をその家柄によって会所役人に召し出した時の身分の称。会所内では御惣庄屋と同格とされ、命令は郡代から出た。

一領一疋

竹宮村	除野金吾
竹宮村	石原三郎右衛門
竹宮村	青木林右衛門
竹宮村	除野多三太

御直触

竹宮村	江崎純庵
竹宮村	丹波理平太
竹宮村	彦七
竹宮村	甚左衛門
竹宮村	新右衛門

「在宅」藩士は城下に居住するのが原則で在に住むのは認められなかったのですが、経済的窮迫が進行するにつれ、生活費の安い農村部に移り住むようになり、藩も期限をもうけてこれを認めるようになります。期限をもうけても守れなかったらしく、会所と藩庁とでもめたこともあったようです。身近に武士がいるのは農民には迷惑だったのです。

御侍衆在宅

竹宮村外村	吉田五郎右衛門
竹宮村	徳永傳九郎

御家中御家来

竹宮村外村居住	伊豆殿	吉
---------	-----	---

住五郎右衛門

竹宮西外村居住 主水殿 光永奎兵衛
 竹宮新外村居住 上月間五郎殿 徳永源之允
 竹宮村下村居住 三苦惣左工門殿支配医師 古閑洞庵
 竹宮村下村居住 魚住助之允殿支配医師 伊佐元登

御建山

竹宮村

瓦蔵一軒

竹宮下村 彦七
 同村 文右衛門
 同村 源左衛門
 竹宮西外村 徳永傳助
 同村 傳次郎
 同村 新右衛門
 同村 彦右衛門
 竹宮新外村 丹波理右衛門
 同村 青木林右衛門

当時、在にあっては瓦葺きの家屋は禁じられていましたが、蔵だけは認められていたようです。火災から家財等を守るための蔵ですから当然のことですが、手永会所は蔵の配置、数等について把握していたのですね。

場酒本手一ヶ所

竹宮西外村 新右衛門

紺屋一軒

下村 光蔵
 下村 左平

酒本手(さかほて)竹宮村には穀類醸造の神を祀る松尾神社がありました。酒造りの家が一軒あった。

寛政6年(1794)

会所役人等 この時の手鑑は役人の出身村の記載がないので竹宮村の関係者が分かりません。

文政8年(1825)

在宅御侍並諸支配

御知行取

川添傳之允殿 竹宮村
 吉田五郎左衛門殿 隠居 竹宮東外村

組付御小姓列

徳永角之助養弟
 徳永九八郎 竹宮西外村

御留守居御中小姓

小山善十郎 竹宮下村

触組

内膳殿御家来
 吉住慶房 竹宮村
 帯刀殿御家来
 光永来助 竹宮西外村
 魚住助之允殿支配

伊佐大順	竹宮下村
寺社	
真宗寺	竹宮村
真光寺	同西外村
大慈寺末庵 放光庵	竹宮東外村之内
健軍宮 竹宮村社司	今井対馬守
陰陽師	
竹宮村	江崎周防
土席浪人格 竹宮村	青木弥助 寸坂桂助
一領一疋	
竹宮村 御手附横目役	除野金三郎
井樋方助役 竹宮村	除野金右衛門
地侍	
烏乱者見締並御山方横目格別制度見締兼帯	
	竹宮村 青木夫平次
烏乱者見締	竹宮村 除野直八
	竹宮村 丹波理三次
	竹宮村 弓削壱右衛門
御郡代衆御直触	
烏乱者見締	竹宮村 丹波理平太
田迎会所役人	
会所詰	竹宮村 理八
御山ノ口	竹宮村 壱助
古城跡	竹宮下村之内陣内

陰陽師などという職がありますが、村にあってどういう役割をはたしていたのでしょうか。
こういうことも今日では不明となつています。

烏乱者見締(うるものみしめ)
村内に入り込む身元不明人の取り締り役。
こういう役職ができるのも世の中が不安定になった証拠。

但光永撰津守在城と申伝其後加藤清兵衛殿在城共申候得共実説相分リ不申候事

右之通ニ 御座候 以上

文政八年

酉十一月

成松忠平 印

除野金三郎殿

以上が田迎手永略手鑑帳に記載されている竹宮村に関する事項です。

これで見ると時代が降るにつれ会所の役職と、武家の在宅が増えているのが分かります。

ここに名前が出てくるような人は、いずれも村の有力者で富裕な階層に属する人たちです。その後ろに一般農民がいたのですが、その生活実態を知る直接的な資料はありません。それらはここに掲げた資料から推測するしかないのです。